

参考（申請前の確認に御利用ください。提出は不要です。）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」欠格要件チェックシート

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）に基づき、産業廃棄物処理業の許可申請を行うにあたって、以下のチェック項目に該当しないか確認願います。
- 許可取得後に欠格要件に下記の欠格要件に該当した場合、**2週間以内**にその届出をする必要があります。届出を怠った場合、罰則を受ける場合があるので御注意ください。

| 欠格要件 | 主体（□にチェック） | | |
|--|---------------------------|---|--------------------------|
| | 法人自身 又は 個人事業主自 身 | 法人の役員・ 株主 （役員と同等 以上の支配力 を有する者を 含む） | （法人・個人 の）政令使用 人 |
| 1 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当していないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当していないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当していないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4 次にあげる法律違反により罰金に処せられ、その執行を終わってから、又は執行を受けることがなくなってから、5年を経過しない者に該当していないか。 ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ②浄化槽法 ③大気汚染防止法 ④騒音規制法 ⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 ⑥水質汚濁防止法 ⑦悪臭防止法 ⑧振動規制法 ⑨特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 ⑩ダイオキシン類対策特別措置法 ⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ⑫暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ⑬暴力行為等処罰ニ関スル法律 ⑭刑法第204条（傷害）、第206条（傷害助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合）、第222条（脅迫）又は第247条（背任）の罪 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 5 廃掃法上の許可を取り消されて（※）から5年を経過していない者（法人の場合は、当該取消処分に関する通知等の日より60日前以内に、その法人の役員等であった者で、当該取消処分の日から5年を経過していない者を含む。）に該当していないか。 ※ 過去の取消処分については、場合が限定されるので、詳細は条文を確認願います。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 過去に許可を受けていたが、廃掃法等の許可の取消処分に係る聴聞通知等を受けてから、取消処分を受けるまでの間等に業の廃止届を提出し、それから5年を経過していない者に該当していないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 7 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当していないか。 例) 過去に繰り返し行政処分を受けた者 等 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当していないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当していないか。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※ 産廃処理業の欠格要件について概要をまとめていますが、全てを網羅して記載することは難しいため、最終的には廃掃法の条文を確認願います。（御不明な場合等には、担当窓口までご相談ください。）

※欠格要件該当により許可取消処分を受けた後の欠格要件の整理

許可取消処分により、
欠格要件が5年間継続する場合

対象者が以下の欠格要件に該当して許可取消処分を受けた場合

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から5年を経過しないもの
- (2) 廃掃法（不法投棄等、悪質性の高い場合に限る。）又は「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に違反し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの
- (3) 廃掃法又は浄化槽法の規定により許可を取り消され、取消の日から5年を経過しないもの（悪質性が高い欠格要件で取り消された場合に限る。）
- (4) 廃棄物処理業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる相当の理由があるもの
- (5) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（「暴力団員等」）
- (6) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 等

対象者の欠格要件の悪質性
が高い場合

⇒法第14条の3の2第1項
第1号～第3号による取消
処分

法令違反行為の程度が重い場合等、欠格要件の悪質性が高い場合には、**処分から5年間、欠格要件に該当し続けます。**

また、役員がこの欠格要件に該当した場合、役員が属する法人だけでなく、**その法人の他の役員**にも欠格要件が及びます。

許可取消処分を受けたが、
欠格要件が5年間継続しない場合

対象者が以下の欠格要件に該当して許可取消処分を受けた場合

- (1) 精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 廃掃法（悪質性の低い違反に限る。）、その他環境法令若しくはこれらの法令に基づく処分の規定に違反し、又は刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合・結集、脅迫及び背任に限る。）等の罪を犯し、罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないもの 等

対象者の欠格要件の悪質性
が低い場合

⇒法第14条の3の2第1項
第4号による取消処分

過去の犯罪・法令違反行為の程度が軽い等、欠格要件の悪質性が低い場合には、**当該欠格要件の事由が消滅すれば、再度の申請が可能となります。**